○北海道開発局告示第二百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十日　北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道上川郡和寒町字朝日一〇九番一から同町字朝日一〇七番一まで	前	二六・六五～八六・九三メートル	〇・二四八キロメートル
	後	二六・六五～七四・四五メートル	〇・二四八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第二百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十日　北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道夕張郡栗山町字旭台二三番八一から同町角田一三二番二四まで	前	二六・二九～三六・六〇メートル	〇・三四七キロメートル
	後	二六・二九～三二・五七メートル	〇・三四七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第二百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十日　北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
(二) 二百三十七号　北海道上川郡美瑛町字ビバウシ一二七六番八地先から同　北海道開発局及び同局旭川開発建設部
道空知郡上富良野町二二二番三一まで

供用開始の期日　平成二十九年十一月二十日

○北海道開発局告示第二百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十日　北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十七号
(三) 占用を制限する区域　北海道上川郡美瑛町字ビバウシ一二七六番八地先から同道空知郡上富良野町二二二二番三一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年十一月二十日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第二百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十日　北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十九号
(三) 占用を制限する区域　士別市温根別町五〇二九番三から同市温根別町三〇三七番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年十一月二十日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

国会事項

衆議院

質問書提出

十一月十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

自殺志願者へのSNS上での公的相談窓口の現状に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

内閣の国会召集の権限に関する再質問主意書（逢坂誠二提出）

議事日程

十一月十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三号
平成二十九年十一月十七日（金曜日）
午後一時開議
一　国務大臣の演説

参議院

議事日程

十一月十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二号
平成二十九年十一月十七日（金曜日）
午後一時三十分開議
第一　国務大臣の演説に関する件

議案提出

十一月十六日議員から次の議案が提出された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（藤巻健史発議）（参第一号）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（浅田均発議）（参第二号）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（浅田均発議）（参第三号）